



市民向け

「ひとり親世帯臨時特別給付金」を受け取り忘れていませんか

新型コロナウイルスの影響により、所得が減少しているひとり親世帯の方を支援するため給付金を支給します。

基本給付 (①は申請不要、②・③は要申請)

対象者

- ①令和2年6月分(令和2年8月支給)児童扶養手当受給者
- ②公的年金給付などの理由により児童扶養手当の支給を受けていない方
※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方のみ
- ③申請時点で受給資格があり、新型コロナウイルス感染症の影響を受け家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当受給対象水準に下がった方

給付額 1世帯5万円、第二子以降3万円/一人

※基本給付の再支給も実施しています。申請が済んでいない方や詳細は担当まで問い合わせください

追加給付

対象者

基本給付対象者①、②の内新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少していると申し出があった方

給付額 1世帯5万円

申請期間と申請方法(基本給付・追加給付共通)

期間 受付中～2月26日(金)(必着)

方法 申請書類を窓口または郵送で提出

☎ 子育て支援課家庭支援係 ☎ 353-7797

事業者向け

「しおがま家賃支援給付金」の申請期限が迫っています

国の「家賃支援給付金」の給付を受けた方に、塩竈市独自で上乗せして給付します。申請が済んでいるか確認ください。

対象 国の「家賃支援給付金」の給付を受けた事業者で、その対象になった市内の土地・建物など

支給額 賃料月額6分の1の6カ月相当分
(1事業者あたり上限10万円)

申請方法 市ホームページまたは市内公共施設備え付けの申請書を郵送してください

申請期限 3月15日(月)(当日消印有効)

☎ 商工港湾課商工係 ☎ 364-1124

感染予防

あってはならない「コロナ差別」

新型コロナウイルス感染症の感染者や医療従事者、そのご家族や関係者への差別や偏見が全国的に問題となっています。誰しもが感染しうるものであり、差別や偏見は絶対にあってはならないものです。

全国で実際にあった事例

- ・医療従事者の家族という理由で通園を拒否された
- ・「感染者は出ていけ」とSNS上に書き込まれた
などさまざまな事例が報告されています。

差別や偏見が招くこと

差別を恐れ、病状を隠してしまうなど、感染の表面化が遅れ、感染拡大防止の妨げとなってしまいます。医療従事者の精神的な負担にもなり、医療現場のさらなる疲弊に繋がります。

正しい理解と思いやりの心が感染拡大を防ぐ

感染症を正しく理解すること、そして感染者や医療従事者へ、思いやりの心をもって接し、行動することが感染拡大を防ぐ大きな力になります。支え合いながらこの難局を乗り越えていきましょう。

お医者さんに行く前に…まずは電話で相談を！

発熱など新型コロナウイルス感染症の疑いがある症状があるときは、かかりつけ医や近隣の医療機関に、必ず電話相談をしてから医師や保健所の指示に従って受診をしましょう。

宮城県健康相談窓口

☎ 022-211-2882、022-211-3883

聴覚や言語に障がいのある方専用

FAX:022-211-3192

E-mail:sodan-corona@pref.miyagi.lg.jp